

# 2020年度 青少年ユネスコ活動助成 緊急第2次募集（新型コロナウイルス感染症対策事業含む） 募集要項

## 【趣旨】

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、ユネスコ精神を次世代へ引き継ぐ活動を支援するために、「青少年ユネスコ活動助成」を実施しています。2020年度も募集を行い、このほど助成事業を決定しました。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、各地で多くの事業が中止や延期を余儀なくされ、さらに会議等が開催できず助成金の申請ができなかったと伺っております。そこで、緊急の措置として同助成金の第2次募集をさせていただきます事となりました。第2次募集は、既存の分野1～3に加え、新たに分野4として「新型コロナウイルス感染症対策事業」を追加させていただきますことといたしました。今後事業を実施する場合には、新型コロナウイルス感染症対策を施した上での実施が必要とはなりますが、是非とも、地域社会の喫緊の課題に寄り添いながら、ユネスコ精神を引き継ぐ取り組みを実施するために、同助成金をご活用ください。

## 【概要】

### 1. 申請団体

日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員及びユ協に所属する青年会員（注1）

既に2020年度青少年活動助成の交付が決まっているユ協は新設分野である「分野4」であれば再申請可能です。

但し、以下は対象となりません。

- ① 2019年度「現況報告」未提出、または「構成団体会費」未納のユ協。
- ② 2019年度「青少年ユネスコ活動助成」報告書が締切期限内に未提出のユ協。

### 2. 申請対象分野と助成額

#### 「分野1」 青少年へのユネスコ普及活動事業

例:「わたしの町のたからもの」絵画展事業、ユネスコを広める出前事業・勉強会等  
助成額：1協会あたり5万円を上限。

（自己資金比率が予算総額の2割以上になるよう設定してください）

#### 「分野2」 ユネスコ協会・クラブに所属する青年会員（注1）が中心となって行う社会的課題の解決等に資する事業（申請者は青年会員のみ）

助成額：1協会あたり10万円を上限。

（自己資金比率が予算総額の2割以上になるよう設定してください）

※（注1）「青年会員」は日ユ協連加盟ユ協に所属する15歳（中学生を除く）以上35歳未満の会員です。なお、日ユ協連に2019年度の現況報告（会員名簿）に氏名・生年月日の記載があり、会費が納められていることが確認できる会員の方を指します。また、2019年度現況提出後に、入会された会員は、2020年度の現況報告（会員名簿）に氏名・生年月日の記載があり、2020年10月末日迄に日ユ協連で確認できること。

但し、10月末日において確認ができない場合、助成金（全額）をご返金いただきます。

**分野 3** ユネスコスクールや学校内のユネスコ活動とユ協の連携強化に資する事業  
 例：ユネスコスクール対象の活動発表会、学校教員向けのユネスコスクール研修会、  
 SDGs パスポートの体験発表会・パスポートの印刷代等  
 助成額：1 協会あたり 5 万円を上限。  
 （自己資金比率が予算総額の 2 割以上になるよう設定してください）

**分野 4** 新型コロナウイルス感染症対策事業（地元の諸団体との共同事業でも申請可能。）  
 例：出前授業の依頼を受け、オンラインで授業を行う為の機材等を購入する。  
 地元の福祉施設の支援として、マスク等の備品を制作するまたは贈呈する。  
 新型コロナウイルスの影響で、生活が困窮した地元在住の外国人を支援する  
 ための事業を行う。  
助成額：1 協会あたり 20 万円を上限（予算は応相談）

複数事業の申請について

- ① 「分野 2」は、青年会員を申請代表者として、1 ユ協 1 事業の申請が可能です。  
 青年会員が申請する際は、事前に所属ユ協に申請の旨を伝えてください。
- ② 「分野 1」「分野 3」「分野 4」は、ユ協会長を申請代表者としてください。  
 「分野 1」と「分野 3」の併願はできません。  
 ご注意：「分野 2」と「分野 1」「分野 3」が同一内容の申請は不可となります。

分野 1	申請代表者はユ協会長。分野 3 の併願は不可。
分野 2	申請代表者は青年会員。1 ユ協 1 事業まで。
分野 3	申請代表者はユ協会長。分野 1 との併願は不可。
分野 4	申請代表者はユ協会長。他の分野との併願は可

### 3. 申請事業の実施期間

2020 年 7 月 13 日(月) ～ 2021 年 2 月 28 日(日)

### 4. 申請事業の対象者や対象費目等

- ・ 申請事業には一般市民、青少年、学生などが参加できるようにしてください。ユ協会員のみを対象とする事業は申請できません。
- ・ 分野 2 については、青年会員が主体的に計画、実施を行う事業が対象となります。青年会員が申請し、大人会員が実施する場合は対象外となります。
- ・ 交通費の割合が極端に多い場合には助成額を減額することがあります。
- ・ 分野 4 については、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施する他団体との協同事業も申請可能です。

### 5. 申請方法

- ・ 4 ページの注意事項をご覧の上、提出書類（申請書〔様式 1〕、予算書〔様式 2〕、助成金口座指定書〔様式 3〕）、通帳のコピーを、下記住所に郵送にてお送りください。

- ・ 分野 4 に申請する場合は専用の申請書（様式 1 分野 4）をご使用ください。
- ・ 提出書類は、郵送の上、電子データを [nfujaj\\_brx@unesco.or.jp](mailto:nfujaj_brx@unesco.or.jp) まで電子メールの添付ファイルで送ってください（ファイルの形式は、マイクロソフトワード、エクセル）でお送りください。（FAX 不可）。
- ・ 締切までに郵送と電子メールの両方での提出が必要ですので、ご注意ください。

郵送： 〒150-0013  
 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階  
 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 事業部  
 「青少年ユネスコ活動助成」係 尼子 井上

電子メール： [nfujaj\\_brx@unesco.or.jp](mailto:nfujaj_brx@unesco.or.jp)

- ・ 締切は 2020 年 9 月 30 日（水）[必着] です。

#### 6. 助成決定までの日程（予定）

申請書締切： **2020 年 9 月 30 日（水）必着（郵送及び電子メール）**  
 審査会： **申請資料が到着次第、随時審査**  
 助成決定通知： **決定次第、随時通知**  
 助成振込： **決定次第、随時送金**

- ・ 申請書は審査会で内容等を審査し、助成を決定します。審査の結果、申請額を下回る助成額を決定する場合があります。
- ・ 審査結果は、申請書に記入された連絡先に郵送いたします。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書と共に提出された助成金口座指定書で指定された口座に振り込みます。

#### 7. 選考基準

事業内容（地域の課題解決、民間ユネスコ運動および青少年へのユネスコ活動の啓発・寄与等）、また実績（継続事業の際は報道数等を含む）や体制、事業の持続可能性などを総合的に判断いたします。

青少年活動助成を同一事業が 3 年以上受けていない。

#### 8. 審査において重視されるポイント

- ① 会員だけではなく、地域に住む一般市民も巻き込んだ活動であること。
- ② 会員拡充につながる活動であること。
- ③ 活動による利益が、会員や関係者および少数の人間に限定されないこと。
- ④ 活動をおこなうことで、参加者および地域への啓発効果が期待できる活動であること。
- ⑤ 予算の自己資金比率は総額の 2 割以上である。
- ⑥ **新型コロナウイルス感染症対策を実施している。**

#### 9. 同一事業の助成の制限について

同一事業の助成は 3 年間で限度とさせていただきますので、ご注意ください。  
 事業名を変更しただけの変更は同一事業とみなすことがあります。

【申請にあたっての注意事項】 \*必ずお読みください。

## 1. 申請における注意点等

- ① 本申請書の電子データは、日ユ協連のホームページ  
<https://www.unesco.or.jp/category/formember/>からダウンロードいただけます。  
(7月上旬に掲載予定)  
【<https://www.unesco.or.jp/> トップページ右上「地域のユネスコ協会・クラブの皆さまへ」→「おしらせ」】
- ② パソコンで作成された申請書のみ受け付けます（手書きでの申請は受付いたしません。）  
申請書類はA4サイズ、片面印刷でご提出ください。
- ③ 申請事業の趣旨、対象者、内容、期待される効果などはなるべく具体的にわかりやすく書いてください。なお、継続事業の場合は、ユネスコ活動の公益性に鑑み、報道（新聞やテレビ等）に取り上げられた記事等（記事コピー、DVD、音声データ等）もご提出ください。  
自己資金をどのぐらい事業に利用できるかは、将来助成が無くなった後も独自で事業を継続する上で重要ですのでなるべく具体的にわかりやすく記載してください。なお、自己資金比率は総額の2割以上になるようにしてください。
- ④ 茶菓代及び飲食代は、助成申請できません。
- ⑤ 提出書類における記載漏れや提出物の不足等があった際は「書類不備」とみなし、審査の対象となりません。

## 2. 助成の広報へのご協力

助成を受けた事業のチラシやポスターなどにはその旨以下の例をもとに記載してください

【例1】公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「青少年ユネスコ活動助成事業」

【例2】本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の青少年ユネスコ活動助成を受けて行う（行った）ものです。

## 3. 事業報告書の提出

事業報告書は事業終了後1カ月以内に連盟事務局に提出してください。（パソコンで作成／手書き不可）報告書には事業の様子を記録した写真、報道資料（新聞記事等）、参加者の感想などを添付してください。

## 4. 助成事業内容の変更等

助成金申請内容を原則変更することはできません。助成事業内容を変更しなければならない場合、事情により事業を中止しなければならないなどの場合は必ず連盟事務局にご連絡ください。連盟事務局への連絡なしに助成事業内容を変更された場合、助成金を返金いただくこともあります。ご了承ください。